

健康保険の適用範囲は限られています。 単なる肩こりは適用範囲外です。

整骨院や接骨院では、柔道整復師がねんざや打撲などの諸症状に対して、応急的もしくは医療補助的方法により、症状の回復を図ることを目的に施術を行います。

健康保険の対象となるのは、外傷性が明らかで、慢性的な状態に至っていないものだけです。

肩こりや五十肩などの症状や負傷原因が不明瞭なケガ、慢性的な不調が原因等の場合は、**健康保険が使えず、全額自己負担となります。**



***健康保険が使えます**
外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、ねんざなど骨折や脱臼については、応急処置を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。



***健康保険が使いません**

- ・日常生活や老化からくる慢性的な肩こり
- ・スポーツなどによる筋肉疲労
- ・過去のケガや交通事故の後遺症
- ・リウマチや神経痛など病気からくる痛みやこり等

被扶養者資格調査（検認）のご協力をお願い

当健保組合では、健康保険法および厚生労働省の指導に基づいて、皆様の大切な保険料を公正に運用するため、被扶養者の資格調査（検認）を行います。被扶養者の喪失漏れ、就職や収入増加等で本来扶養から外れる方が含まれていた場合、保険給付費やすべての拠出金等の支払いに影響を及ぼすことから、調査へのご協力をお願いいたします。なお、調査の結果、被扶養者の認定基準から外れていると判定した場合は当健保組合が定めた日、または事由発生日（就職日等）をもって、扶養削除といたします。

扶養削除と認められる日以降に医療機関等で治療を受けた場合、医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。
今年度の対象者は、令和4年4月2日時点で20歳～24歳の方を扶養されている方です。